

平成27年5月29日裁決

主文

後記「理由」欄の第2の2記載の原処分のうち、障害基礎年金の裁定請求を却下した部分を取り消す。

その余の再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、初診日が平成〇年〇月〇日にあると主張する糖尿病性腎症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「障害厚生年金を受給するためには、傷病の初診日が厚生年金保険の被保険者であった間であることが要件の1つとなっていますが、現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病(糖尿病性腎症)の初診日が平成〇年〇月〇日(厚生年金保険の被保険者であった間)であることを確認することができないため。」という理由により、障害給付の裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害厚生年金は、障害の原因となった傷病(その障害の直接の原因となった傷

病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病を含む。以下、同じ。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において、厚生年金保険の被保険者であることという要件が満たされない者には支給されないこととなっている(厚年法第47条第1項及び第47条の2第1項)。

なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることとなっている。

2 本件裁定請求が、当該傷病による障害を支給事由として請求されたものであることは本件記録から明らかであるところ、原処分は、請求人の障害給付の事後重症による裁定請求を却下したのであるから、その理由は、請求人の当該傷病の初診日(以下「本件初診日」という。)が厚生年金保険の被保険者であった期間(以下「厚年期間」という。)中にあることが認められないことと、請求人が国年法の規定する障害基礎年金の受給要件を満たしていないことをもその理由とするものと解されるので、本件においては、まず、① 本件初診日はいつと認めるべきか、次いで、それが厚年期間中であると認められるか否かが検討されるべきであり、次に、② 本件初診日が厚年期間中であると認められない場合は、請求人が障害基礎年金の受給要件を満たしていないと認められるか否かが問題となる。

第4 審査資料

(略)

第5 事実の認定

(略)

第6 当審査会の判断

1 本件初診日について

(1) 初診日に関する証明資料は、国年法及び厚年法が、初診日を障害給付の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接診療に関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料(以下「初診日認定適格資料」という。)でなければならぬと解する

のが相当である。

また、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされ、当審査会も、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度としてそれに依拠するのが相当であると考え、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」としているところ、障害の原因となった傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日をもって、障害の原因となった傷病の初診日とするのが相当である。

- (2) 本件についてこれをみると、本件で初診日認定適格資料と認められるのは、上記審査資料の資料1ないし4であるところ、請求人が作成した病歴・就労状況等申立書及び審査請求書によれば、請求人は、勤務先の健康診断で糖尿病の疑いを指摘され、再検査のために平成○年○月○日にa病院を受診し、食事療法で様子を見ましようと言われたとして、同日を本件初診日と申し立てているが、a病院にはカルテ等の診療録が残っていないため、a病院に係る受診状況等証明書は添付できないとしており、他に請求人の主張を裏付ける資料は存しないのであるから、平成○年○月○日を本件初診日と認定することはできない。また、請求人は、平成○年に傷病手当金を受給していたとして、全国健康保険協会○○支部長が証明した、保険給付費支払証明書（平成○年○月○日付）を提出しているが、これにより、平成○年○月○日から傷病手当金の支給を受けていたことが認められるが、傷病名は「腰椎椎間板へ

ルニア」とされており、当該傷病と相当因果関係は認められないので、これを初診日認定適格資料として採用することはできない。

以上によれば、請求人は、平成○年○月○日に糖尿病性腎症等により○○○○病院に救急受診し、同日入院となったことが認められるので、本件初診日は、平成○年○月○日と認定するのが相当である。

2 その余の点について

- (1) 請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）によれば、請求人の厚年期間は平成元年○月○日から平成○年○月○日まで、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの各期間であることが認められ、本件初診日において、請求人は厚生年金保険の被保険者ではないことが明らかである。

- (2) 上記のとおりであるから、請求人は、本件初診日においては、国年法の規定に基づく国民年金の被保険者であったことになり、同法等の関係法令の規定する要件を満たせば障害基礎年金を受給し得ることになるが、事後重症による請求により、障害基礎年金の支給を受けるためには、対象となる傷病の初診日において国民年金の被保険者であることのほか、初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、① 当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は、② 当該初診日の属する月の前々月までの1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること（以下、この①及び②の要件を「保険料納付要件」という。）、そして、裁定請求日において、対象となる傷病による障害の状態が、国年法施行令（以下「国年令」という。）別表に掲げる程度（1

級又は2級)に該当することが必要とされているが、初診日において20歳未満であった者の場合に限り、保険料納付要件は必要とされていない(国年法第30条第1項、第30条の2第1項、第2項、第30条の4、及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第20条第1項)。

(3) 請求人についてこれを見ると、請求人に係る被保険者記録照会(基本)によれば、請求人は平成〇年〇月〇日に第3号被保険者の資格を取得し、本件初診日の前々月まで引き続き当該資格を有しているため、上記の保険料納付要件の②を満たしていることが認められる。

(4) 次に、請求人の裁定請求日当時における当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、国年令別表に掲げる程度に該当しているかどうかを検討するに、請求人の当該傷病による障害で、障害等級1級の障害基礎年金が支給される障害の程度として、国年令別表に「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」(9号)が、障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の程度として、国年令別表に「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(15号)が掲げられている。

認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもので、例えば、身のまわりのことは

かろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行つてはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものであるとされ、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行つてはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものであるとされている。

認定基準の第3第1章第12節/腎疾患による障害によれば、腎疾患による障害の程度は、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び病状の経過、人工透析療法の実施状況、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであつて、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定するとされ、腎疾患で各等級に相当すると認められるものを一部例示するとして、下記表に示す検査成績が高度異常を示すもので、かつ、一般状態区分表(これは資料1の一般状態区分表のAないしオと同じ内容のものである。以下同じ。)のオに該当するものは1級に、①同検査成績が中等度異常を示

すもので、かつ、一般状態区分表のエイ又はウに該当するもの及び②人工透析療法施行中のものは2級に該当するとされている。

区分	検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
ア	内因性クレアチニンクリアランス値	ml / 分	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
	血清クレアチニン濃度	mg / dl	3以上5未満	5以上8未満	8以上
ウ	① 1日尿蛋白量	g / 日	3.5 g 以上を持續する		
	② 血清アルブミン	g / dl	かつ、3.0 g 以下		
	③ 血清総蛋白	g / dl	又は、6.0 g 以下		

(注:「ウ」の場合は、①かつ②又は①かつ③の状態を「異常」という。)

なお、人工透析療法施行中のものについては、2級と認定するとされ、その主要症状、人工透析療法施行中の検査成績、具体的な日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定するとされている。

(5) 上記第5の1の(1)により認められる事実によれば、本件障害の状態は、平成〇年〇月〇日から週3回、人工透析療法を行っているので、上記のとおり、そのみで2級と認定され、主要症状、人工透析療法施行中の検査成績、具体的な日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定するとされているところ、臨床所見の他覚所見として、浮腫、貧血が「有」とされているが、その他の他覚所見及び自覚症状は「無」とされ、検査成績は、検査日が現症日の1年5か月前の平成〇年

〇月〇日であるから、直接、この結果を採用することはできないが、血清クレアチニン濃度は中等度異常の値を示しており、一般状態区分は「イ」とされ、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、軽労作や座業は可能とされているのであるから、このような状態は、さらに上位等級の1級に該当するとまでは認めることはできない。

3 以上によれば、本件障害の状態は、国年令別表に掲げる2級の障害の程度に該当すると認められるから、請求人には、平成〇年〇月〇日をその受給権発生日とする障害等級2級の障害基礎年金が支給されるべきであり、原処分中、これと異なり障害基礎年金の裁定請求を却下した部分は取り消すこととし、障害厚生年金に関する部分は相当であるので、その余の再審査請求を棄却することとする。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。